

十勝環境複合事務組合電気工作物保安規程

昭和59年4月1日
訓令第2号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、十勝環境複合事務組合が設置（占有）した自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 この規程は、法に規定する電気工作物を設置する別表1に掲げる施設に適用する。

(法令及び規程の遵守)

第3条 設置者及び施設に勤務する職員は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

(細則等の規定)

第4条 この規程を実施するために、必要と認められる場合には別に細則を制定する。

(規程等の改正)

第5条 この規程の改正または前条で定める細則の制定または改正にあたっては、主任技術者の参画のもとに立案し、これを決定するものとする。

第2章 保安業務の運営管理体制

(保安業務組織)

第6条 組合長は、保安業務を総括し、保安上必要と認めるときは、施設を主管する長（以下「管理者」という。）に対し、必要な措置を講ずる旨指示するものとする。

2 組合長は、保安業務を監督させるため、施設毎に主任技術者を置く。

3 管理者は、当該施設における電気工作物の保安確保について、主任技術者の業務が円滑に行われるように務めなければならない。

4 前項の目的を達成するため、管理者は、保安業務に関する責任の所在指揮命令系統を明確にするため組織図を作成しなければならない。

(主任技術者の職務)

第7条 主任技術者の保安監督の職務は、次の事項とする。

(1) 電気工作物に係る保安教育に関すること。

(2) 電気工作物の工事に関すること。

(3) 電気工作物の保安に関すること。

(4) 電気工作物の運転操作に関すること。

(5) 電気工作物の災害対策に関すること。

- (6) 保安業務の記録に関すること。
- (7) 保安用機材及び書類の整備に関すること。
- 2 主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に
行うこと。
- 3 兼任の主任技術者は、施設改造等の工事期間中は毎週1回以上、その他の場合は毎月
1回以上の点検を行うこと。

(設置者の義務)

- 第8条 電気工作物に関する保安上重要な事項を決定又は実施しようとするときは、主任
技術者の意見を求めるものとする。
- 2 主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。
 - 3 法令に基づいて所管官庁等に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係のあ
る場合には、主任技術者の参画のもとにこれを立案し、決定するものとする。
 - 4 所管官庁等が法令に基づいて行う検査及び審査には、主任技術者を立ち合わせるもの
とする。

第9条 削除

(電気関係職員の義務)

- 第10条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する職員は、主任技術者がその保安のため
にする指示に従わなければならない。

(主任技術者不在時の措置)

- 第11条 管理者は、主任技術者が病気やその他やむを得ない事情により不在となる場合に
おける、その業務の代行を行う者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名してお
くものとする。

第3章 保安教育

(保安の教育及び訓練)

- 第12条 主任技術者は、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、次に掲げ
る教育及び訓練を行わなければならない。
- (1) 施設の実態に即した必要な知識及び技能の教育
 - (2) 災害その他電気事故が発生したときの措置について必要に応じ実地指導訓練

第4章 工事の計画及び実施

(工事の計画)

- 第13条 電気工作物の工事の計画を立案するにあたっては、主任技術者の意見を求めるも
のとする。
- 2 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するため、電気工作物の重要な修繕工
事及び改良工事（以下「補修工事」という。）の計画を立案し、管理者に提出しなけれ
ばならない。

(工事の実施)

第14条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、主任技術者の監督のもとにこれを施行するものとする。

2 電気工作物に関する工事を他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には主任技術者の検査に付し、保安上支障ないことを確認し引き取るものとする。

第5章 保守

(巡視、点検、測定)

第15条 主任技術者は、電気工作物の保安のための巡視、点検又は測定を別表2に定める基準に従い計画的に実施しなければならない。

第16条 主任技術者は、巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時停止し若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の再発防止)

第17条 主任技術者は、事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密検査を行いその原因を究明し、再発防止に遺漏のないよう措置しなければならない。

第6章 運転又は操作

(運転又は操作)

第18条 主任技術者は、平常時及び事故その他異常におけるしゃ断器、開閉器、その他機器の操作の順序、方法について定めておかななければならない。

2 前項の操作の順序及び方法については、受電室その他必要な機器の設置箇所について見やすい場所に掲示しておかななければならない。

3 主任技術者若しくは代務者又は電気関係職員は、事故その他異常が発生した場合には、あらかじめ定められた事故の軽重の区分に従い所定の関係先に迅速に報告若しくは連絡し、又は指示を受け適切な応急措置をとらなければならない。

4 前項の連絡若しくは報告すべき事項及び経路は、受電室その他見やすい場所に掲示しておかななければならない。

5 受電用しゃ断器の操作にあたっては、必要に応じ北海道電力株式会社に連絡するものとする。

第7章 災害対策

(防災体制)

第19条 管理者は、主任技術者をして非常災害時その他の災害にそなえ、電気工作物の保安を確保するために適切な措置をとることができるよう体制を整備しておくものとする。

第20条 非常災害発生時において電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督は主任技術者が行うものとする。

- 2 主任技術者は災害等の発生に伴い危険と認められる場合は、直ちに送電を停止することができる。
- 3 主任技術者の不在時には、代務者は迅速に主任技術者に連絡し、その指示を受けるものとする。

第8章 責任の分界

(責任の分界)

第21条 北海道電力株式会社の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、別表1に掲げる北電柱より引込む構内第1柱に設置した区分開閉器の電源側リード接続点とする。

第9章 記録

第22条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、次の各号に定めるところにより記録し、3年間保存しなければならない。

- (1) 運転記録
- (2) 巡視点検、測定記録
- (3) 補修工事記録
- (4) 電気事故記録

(需要設備の構内)

第23条 管理者は、当該施設の需要設備の構内図を作成しておくものとする。

第10章 雑則

(危険の表示)

第24条 主任技術者は、受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所で危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起するよう表示を設けなければならない。

(測定器具類の整備)

第25条 主任技術者は、電気工作物の保安上必要とする測定器具類について整備しこれを適正に保管しなければならない。

(設計図書類の整備)

第26条 主任技術者は、電気工作物の新增設、改造等が行われた場合における設計図、仕様書、取扱い説明書等については必要な期間整備保存しなければならない。

(手続書類等の整備)

第27条 主任技術者は、関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図書その他主要文書については、その写しを必要な期間保存しなければならない。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年8月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年10月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年12月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表1（第2条及び第21条関係）

電気工作物の名称、所在地及び責任分界点

施設名	所在地	引込み柱（塔）	責任分界点
十勝川浄化センター	帯広市西18条北3丁目13番地	43.31.23.31.65 96号柱	構内第1柱に設置する区分開閉器の電源側リード接続点
音更中継ポンプ場	河東郡音更町然別北4線西13-7	43.31.33.51.64 55号柱	構内第1柱に設置する区分開閉器の電源側リード接続点

別表2(第15条関係)
(十勝川浄化センター)

対象	項目	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定			
		No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	測定項目	
受 電 設 備	断路器	1	1週間	過熱、変色	1	1年	受と刃の接触、過熱、ゆるみ、荒れ具合				1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1週間	汚損、異物付着	2	1年	フレ止め装置の機能							
	しゃ断器	1	1週間	外観点検、汚損、油洩れ、きれつ、過熱、発錆、損傷	1	1年	各部の損傷、腐食、過熱、発錆、変形、ゆるみ	1	3年	しゃ断速度測定 (開極投入時間最小動作電圧及び電流の測定を含む)	1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1週間	指示、点灯	2	1年	操作具合、機構点検				2	1年	接地抵抗測定	
		3	1週間	その他必要事項	3	1年	付属装置の状況				3	不定期	必要により動作特性	
					4	1年	必要によりその特性調査							
					5	1年	接地線接続部点検							
	母線				1	1年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷、過熱				1	1年	絶縁抵抗測定	
					2	1年	接続部分、クランプ類の腐食、損傷、過熱、ゆるみ							
					3	1年	がいし類、支持物の腐食、損傷、変形、ゆるみ							
受電用変圧器	1	1週間	本体の外部点検、汚損、振動、音響、温度、漏油	1	1年	各部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ、汚損、油量	1	5年 ～ 10年	内部について点検 (コイル、接続部 リード線、鉄心、その他各部)	1	1年	絶縁抵抗測定		
				2	1年	接地線接続部点検				2	1年	接地抵抗測定		
									3	2年	絶縁油耐圧試験			
									4	不定期	絶縁油酸化試験			

受	計器用 変成器	1	1週間	外部の損傷、腐食、 発錆、変形、汚損、 温度、音響、ヒューズ の異常 その他必要事項	1	1年	各部の損傷腐食、 接地、発錆、ゆるみ、 変形、きれつ、汚損、 ヒューズの異常				1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	接地線接続部点検				2	1年	接地抵抗測定
電	避雷器	1	1週間	外部の損傷、きれつ、 ゆるみ、汚損	1	1年	外部の損傷、きれつ、 ゆるみ、汚損、コンパ ウンドの異常 接地線接続部点検				1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年				2	1年	接地抵抗測定	
設	配電盤	1	1週間	計器の異常、表示灯 の異常	1	1年	裏面配線のじんあい、 汚損、損傷、過熱、 ゆるみ、断線	1	2年	各部の損傷、過熱、 ゆるみ、断線、接触、 脱落、端子配線符号	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1週間	操作、切換開閉器な どの異常 その他必要事項	2	1年	接地線接続部点検				2	1年	接地抵抗測定
備	電力用 コンデ ンサー	1	1週間	本体外部点検、漏油、 汚損、音響、振動	1	1年	各部の損傷、腐食				1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1週間	表示電池の電圧	2	1年	床面の腐食損傷				3	1ヵ月	各電池の電圧測定
	蓄電池	1	1週間	液面、沈殿物、色相、 極板湾曲、隔離板、 端子、ゆるみ、損傷	1	1年	台、がいしの腐食、 損傷、耐酸塗料のは くり	1	3年	充電装置の内部点検	1	1ヵ月	比重測定
		2	1週間		2	3年		2	3年	必要により対象を定 めて行う	2	1ヵ月	液温測定
					3	1年	充電装置の動作状況				3	1ヵ月	

配電設備	断路器 しゃ断器 開閉器類	1	1週間	受電設備用と同じ	1	1年	停止しないで損傷、 変形、腐食、油量、 発錆、ゆるみ、過熱 その他必要事項			受電設備用と同じ			受電設備用と同じ
					2	1年	受電設備用と同じ						
	配電用 変圧器			受電設備用と同じ			受電設備用と同じ			受電設備用と同じ			受電設備用と同じ
配電設備 (屋外電線路を含む)	電線およ び支持物	1	1週間	電線の高さ及び他の 工作物、樹木との距離	1	1年	電柱、腕木、がいし、 支線、支柱、保護網 などの損傷腐食				1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1週間	標識、保護さくの状況									
	ケーブル	1	1週間	ヘッド、接続箱、分岐 箱など接続部の過熱、 損傷、腐食及びコンパ ウンド油洩れ	1	1年	電線取付状態				1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	ケーブル腐食、きれつ 損傷						
					3	1年	布設部の無断掘さく 標識						
					4	1年	他物との隔離距離						

負 荷 設 備	電動機そ の他回転 機	1	1日	運転者が音響、回転、 過熱、異臭、給油状 況などについて注意 する	1	3ヵ月	音響、振動、温度	1	3年	温度上昇その他の事 項を考慮し内部分解、 点検、コイル、軸受、 回転子、引出掃除、 通風付属装置などの 手入れを行う	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヵ月	整流子、刷子、集電 環点検	2	1年	各部の汚損、ゆるみ、 損傷、伝達装置の異 常など外部点検を行 なう	2	1年		接地抵抗測定		
					3	1年	制御装置点検						
				4	1年	接地線接続部点検							
	照明設備	1	1日	異音、汚損、不点	1	1年	照明効果、汚損、損 傷、音響、温度、コン パウンド洩れ				1	1年	絶縁抵抗測定
	配 線	1	1ヵ月	開閉器の点検 湿気、じんあい等に 注意	1	1年	開閉器、器具の接続				1	1年	絶縁抵抗測定
非 常 用 予 備 発 電 装 置	原動機 関係	1	1ヵ月	燃料系統からの漏油、 貯留槽の油量及び 機関の始動停止	1	1年	機関主要部分の点検	1	5年	機関主要部分及び 補機類の点検			
	発電機 関係			電動機その他回転 機と同じ			電動機その他回転 機と同じ			電動機その他回転 機と同じ	1	1年	絶縁抵抗測定
											2	1年	接地抵抗測定
											3	1年	継電器試験

(音更中継ポンプ場)

対象	項目	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定			
		No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	測定項目	
	区分開閉器 ・保護継電器付 ・アレスター内蔵	1	1週間	他物との接触、 外観点検、汚損、過熱	1	1年	他物との接触、 外観点検、汚損、過熱				1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1週間	発錆、損傷、操作紐の 切れ、接続箇所の変 色	2	1年	発錆、損傷、操作紐の 切れ、開閉表示 接地線接続部点検				2	1年	接地抵抗測定	
受	引込線等 ・電線 ・ケーブル ・支持物 ・支線 ・腕木(腕金) ・がいし等	1	1週間	外観点検、損傷、 たるみ、脱落、汚損、 変形、腐食、変色	1	1年	外観点検、損傷、 たるみ、脱落、汚損、 変形、腐食、変色				1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1週間	接地線 損傷、外れ、断線	2	1年	接地線 損傷、外れ、断線							
設	断路器	1	1週間	過熱、変色	1	1年	受と刃の接触、過熱、 ゆるみ、荒れ具合				1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1週間	汚損、異物付着	2	1年	フレ止め装置の機能							
備	しゃ断器	1	1週間	外観点検、汚損、き れつ、過熱、発錆、 損傷	1	1年	各部の損傷、腐食、 過熱、発錆、変形、 ゆるみ	1	3年	しゃ断速度測定 (開極投入時間最 小動作電圧及び 電流の測定を含む)	1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1週間	指示、点灯	2	1年	操作具合、機構点検				2	1年	接地抵抗測定	
		3	1週間	その他必要事項	3	1年	付属装置の状況				3	不定期	必要により動作特性	
					4	1年	必要によりその特性 調査							
					5	1年	接地線接続部点検							

受 電 設 備	母線				1	1年	母線の高さ、たるみ、 他物との離隔距離、 腐食、損傷、過熱				1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	接続部分、クランプ類 の腐食、損傷、過熱、 ゆるみ						
					3	1年	がいし類、支持物の 腐食、損傷、変形、 ゆるみ						
	受電用 変圧器	1	1週間	本体の外部点検、 汚損、振動、音響、 温度	1	1年	各部の損傷、腐食、 発錆、ゆるみ、汚損				1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	接地線接続部点検				2	1年	接地抵抗測定
計器用 変成器	1	1週間	外部の損傷、腐食、 発錆、変形、汚損、 温度、音響、ヒューズ の異常 その他必要事項	1	1年	各部の損傷腐食、 接地、発錆、ゆるみ、 変形、きれつ、汚損、 ヒューズの異常				1	1年	絶縁抵抗測定	
					2	1年	接地線接続部点検				2	1年	接地抵抗測定
配電盤	1	1週間	計器の異常、表示灯 の異常	1	1年	裏面配線のじんあい、 汚損、損傷、過熱、 ゆるみ、断線	1	2年	各部の損傷、過熱、 ゆるみ、断線、接触、 脱落、端子配線符号	1	1年	絶縁抵抗測定	
	2	1週間	操作、切換開閉器な どの異常 その他必要事項	2	1年	接地線接続部点検				2	1年	接地抵抗測定	
										3	1年	保護継電器の動作 特性	
										4	2年	計器較正、シーケンス 試験	

受電設備	電力用コンデンサー	1	1週間	本体外部点検、漏油、汚損、音響、振動	1	1年	各部の損傷、腐食				1	1年	絶縁抵抗測定	
負荷設備	電動機その他回転機	1	1日	運転者が音響、回転、過熱、異臭、給油状況などについて注意する	1	3ヵ月	音響、振動、温度	1	3年	温度上昇その他の事項を考慮し内部分解、点検、コイル、軸受、回転子、引出掃除、通風付属装置などの手入れを行う	1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1ヵ月	整流子、刷子、集電環点検	2	1年	各部の汚損、ゆるみ、損傷、伝達装置の異常など外部点検を行なう				2	1年	接地抵抗測定	
					3	1年	制御装置点検							
					4	1年	接地線接続部点検							
照明設備	照明設備	1	1日	異音、汚損、不点	1	1年	照明効果、汚損、損傷、音響、温度、コンパウンド洩れ				1	1年	絶縁抵抗測定	
	配線	1	1ヵ月	開閉器の点検 湿気、じんあい等に注意	1	1年	開閉器、器具の接続				1	1年	絶縁抵抗測定	
非常用予備発電装置	原動機関係	1	1ヵ月	燃料系統からの漏油、貯留槽の油量及び機関の始動停止	1	1年	機関主要部分の点検	1	5年	機関主要部分及び補機類の点検				
	発電機関係			電動機その他回転機と同じ			電動機その他回転機と同じ			電動機その他回転機と同じ	1	1年	絶縁抵抗測定	
											2	1年	接地抵抗測定	
											3	1年	継電器試験	